

各団体の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、標記の件について、厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。つきましては、貴会会員の介護事業所への周知につきまして御配慮をお願いいたします。

記

1 改正の概要

一定の要件（介護職員初任者研修修了、実務経験等）を満たした技能実習生及び特定技能外国人について、訪問系サービス（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業に限る））への従事を認める。

2 施行日

技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

3 参考

(1) 制度全般

厚生労働省ホームページ「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html

(2) 必要な手続等

(公社)国際厚生事業団ホームページ

・技能実習生

<https://jicwels.or.jp/fcw/?p=19878>

・特定技能

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=19910

以上

担当：介護人材担当 田中・小形

電話：048-830-3232

E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp